

有効期間10年の日本旅券の発給申請可能年齢の引下げ

【ポイント】

- 外務省は、1月12日（水）有効期限10年のパスポート（旅券）の発給申請ができる年齢を、2022年4月1日から、「20歳以上」から「18歳以上」に改めると発表しました。
- 日本の民法改正により、2022年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、親権者の同意が不要となる年齢も同様に引き下げられます。
- 4月1日の時点で18歳以上となる方を対象に、3月1日～3月31日の間に以下のサイトで事前に申請するためのダウンロードを可能とする選択肢が設定される予定です。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

【本文】 1 外務省は、1月12日（水）有効期限10年のパスポート（旅券）の発給申請ができる年齢を、2022年4月1日から、「20歳以上」から「18歳以上」に改めると発表しました。現時点で、18歳から19歳は、有効期限5年の旅券しか取得できませんが、本年4月1日以降は10年用旅券が取れるようになるものとなります。

2 日本の民法の改正により、2022年4月1日から成人年齢が引き下げられることに伴い、旅券法の一部改正についても同日に施行され、有効期間10年の旅券の発給等を申請できる年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。また、成人年齢の引き下げに伴い、旅券の発給等の申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢も20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

3 本発給申請可能年齢の引下げに伴い、4月1日の時点で18歳以上となる方を対象に、3月1日～3月31日の間に以下のサイトで事前に申請するためのダウンロードを可能とする選択肢が設定される予定です。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>